

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成29年1月27日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社共同店舗棟建設運営会社山田
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 オール（共同店舗棟） 下閉伊郡山田町川向町51番2ほか
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 変更の年月日 平成28年11月1日ほか
- (5) 変更の理由 名称確定等のため

2 届出年月日 平成29年1月13日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び山田町役場